

<p>いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 かめので漁業 えむし漁業 いそ刺網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>姫路市家島 町家島北岸 地先</p>	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度41.79分、東経134度30.29分 イ 北緯34度41.97分、東経134度30.17分 ウ 北緯34度41.76分、東経134度29.64分 エ 北緯34度41.56分、東経134度29.73分</p>	<p>付記のとおり</p>	<p>姫路市</p>	<p>家島町</p>
<p>第1種共同漁業</p>	<p>1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>姫路市家島 町宇和島南 岸地先</p>	<p>次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町宇和島南端 ア Aから164度30分370メートルの点</p>	<p>—</p>	<p>姫路市</p>	<p>家島町</p>
<p>第2種共同漁業</p>	<p>同 上</p>					
<p>第3種共同漁業</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>	<p>つぎいそ漁業</p>				
<p>共第75号</p>						
<p>共第76号</p>						

共第77号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町太島北西 岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町太島北西の鼻 ア Aから313度945メートルの点	—	姫路市	家島町
共第78号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町太島南岸 地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町太島タカノス南端 ア Aから179度900メートルの点	—	姫路市	家島町
共第79号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町加島東岸 地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島北端 ア Aから95度30分1,815メートルの点	—	姫路市	家島町
共第80号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町加島北西 岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島北端 ア Aから311度260メートルの点	—	姫路市	家島町
共第81号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町加島北西 岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島北端 ア Aから301度1,150メートルの点	—	姫路市	家島町

共第82号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町加島西岸 地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島北端 ア Aから266度2,300メートルの点	-	姫路市	家島町
共第83号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町加島地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町男鹿島大崎ヌガタニ B 姫路市家島町加島南端 ア Aから147度の線とBから163度の線との交点	-	姫路市	家島町
共第84号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町男鹿島地 先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島南端 B 姫路市家島町黒島南端 ア Aから215度の線とBから128度の線との交点	-	姫路市	家島町
共第85号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町家島網手 の鼻地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町坊勢島坊崎突端 B 姫路市家島町坊勢島大崎突端 ア Aから46度の線とBから16度の線との交点	-	姫路市	家島町
共第86号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町坊勢島赤 崎の鼻地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町坊勢島ミヤケの鼻 B 姫路市家島町坊勢島赤崎の鼻 ア Aから139度の線とBから81度の線との交点	-	姫路市	家島町

共第87号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島町高島地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町高島南端 B 姫路市家島町大ヤケ島南端 ア Aから234度の線とBから156度の線との交点	—	姫路市	家島町
共第88号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島町院下島地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町院下島ツメガタの鼻 B 姫路市家島町クワゴ島北端 ア Aから140度の線とBから37度の線との交点	—	姫路市	家島町
共第89号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島町松島東北東岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町桂島東端 ア Aから121度30分2,100メートルの点	—	姫路市	家島町
共第90号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島町松島南岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町松島灯台中心点 ア Aから246度30分820メートルの点	—	姫路市	家島町
共第91号	第1種共同漁業	あおのり漁業 あおさ漁業 あさり漁業 あかがい漁業 まてがよい漁業	11月1日から 5月31日まで 10月1日から 4月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上	たつの市中山及び元川尻	次の点のうちアとイを結んだ線、BとCを結んだ線、Dとウを結んだ線並びにアとウを結んだ線（姫路市・たつの市界に沿う。）と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市網干区浜田1320番地の1地先中川左岸護岸南西角 B たつの市元川橋右岸下流基柱	付記のとおり	たつの市	御津町黒崎 御津町苅屋 御津町岩見 御津町釜屋

共 第 1 0 1 号 第 1 種 共 同 漁 業	さるぼう 漁業 おおのがい 漁業 はまぐり 漁業 ばい 漁業 たこ 漁業 えむし 漁業	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	1月1日から 7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から 4月30日まで 11月1日から 6月30日まで 5月1日から 9月30日まで 1月1日から 6月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	洲本市上灘 地先	C たつの市元川橋左岸下流基柱 D たつの市中川橋右岸下流基柱 E 姫路市中川橋左岸下流基柱 ア Aから280度の線上の姫路市・たつの市界 イ Aから280度の線とたつの市御津町苅屋成山新田の東側の護岸との交点 ウ DとEを結んだ線上の姫路市・たつの市界 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の位置 A 洲本市上灘畑田川尻左岸 B 最大高潮時海岸線における洲本市上灘・由良界 ア Aから172度1,000メートルの点 イ Bから156度1,000メートルの点	1 付記のとおり 2 次の制限期間及び制限時間内においては潜水漁法（通称はだかもぐり）により操業してはならない。 (1) 制限期間 1月1日から2月末日まで (2) 制限時間 午後1時から翌午前10時まで 3 わかめ漁業、てんぐさ漁	洲 本 市 南あわじ 市	由良町由良 由良1～4丁目 由良町内田 中津川組 相川組 畑田組 沼島
	もずく 漁業	同 上	1月1日から7月31日まで	洲本市上灘地先				
	わかめ 漁業	同 上	2月1日から6月30日まで					
	あまのり 漁業	同 上	11月1日から4月30日まで					
	ひじき 漁業	同 上	11月1日から6月30日まで					
	いぎす 漁業	同 上	5月1日から9月30日まで					
	ふのり 漁業	同 上	1月1日から6月30日まで					
	てんぐさ 漁業	同 上	1月1日から12月31日まで					
	うに 漁業	同 上	同 上					
	いがい 漁業	同 上	同 上					
	かき 漁業	同 上	同 上					
	あわび 漁業	同 上	同 上					
	とこぶし 漁業	同 上	同 上					
	さざえ 漁業	同 上	同 上					
	うちむらさき 漁業	同 上	同 上					
	まてが い 漁業	同 上	同 上					
たいらぎ 漁業	同 上	同 上						
みるくい 漁業	同 上	同 上						
にし 漁業	同 上	同 上						

共 第 1 0 2 号	第 2 種 共 同 漁 業	いせえび漁業	同 上	洲本市由良 地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、オ及びEを結んだ線 と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における洲本市上灘・由良界 B 洲本市由良生石崎南端 C 洲本市由良成ヶ島なまこ岩中央 D 洲本市由良成ヶ島北東端 E 最大高潮時海岸線における洲本市内田・小路谷界 ア Aから156度1,000メートルの点 イ Bから119度1,000メートルの点 ウ Cから84度1,200メートルの点 エ Dから64度1,000メートルの点 オ Bから73度1,700メートルの点 制限区域 点B、イ、ウ、エ、オ及びEを結んだ線と最大高潮時海 岸線によって囲まれた区域	業及びた こ漁業は 潜水漁法 により操 業しては ならない。 4 増殖を しなけれ ばならな い。	洲 本 市	由良町由 良 由良1～ 4丁目 由良町内 田
		なまこ漁業	同 上					
		たこ漁業	同 上					
		いそ刺網漁業	同 上					
	第 1 種 共 同 漁 業	もずく漁業	1月1日から 7月31日まで			1 付記の とおり		
		わかめ漁業	2月1日から 6月30日まで			2 制限区 域及び次 の制限期 間並びに 制限時間		
		あまのり漁業	11月1日から 4月30日まで			内におい ては潜水 漁法(通 称はだか もぐり) により操 業しては ならない。		
		ひじき漁業	11月1日から 6月30日まで			(1) 制限期間 1月1日 から2月末 日まで		
		いぎす漁業	5月1日から 9月30日まで			(2) 制限時間 午後1時		
		ふのり漁業	1月1日から 6月30日まで					
		てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		いがい漁業	同 上					
		かき漁業	同 上					
		あわび漁業	同 上					
		とこぶし漁業	同 上					
	さざえ漁業	同 上						
	うちむらさき漁業	同 上						
	たいらぎ漁業	同 上						

<p>第2種共同漁業</p>	<p>みるくい漁業 あさり漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ刺網漁業</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>から翌午前 10時まで 3 わかめ 漁業、て んぐさ漁 業及びた こ漁業は 潜水漁法 により操 業しては ならない。 4 増殖を しなけれ ばならな い。</p>	<p>洲 本 市</p>	<p>本町1～ 8丁目 海岸通1 ～2丁目 柴町1丁 目</p>
<p>第1種共同漁業</p>	<p>もずく漁業 わかめ漁業 あまのり漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業</p>	<p>1月1日から 7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から 4月30日まで 5月1日から 9月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>付記のとおり</p>	<p>洲 本 市</p>	<p>本町1～ 8丁目 海岸通1 ～2丁目 柴町1丁 目</p>
<p>共 第 1 0 3 号</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	

共第104号	第1種共同漁業	もづく漁業	1月1日から 7月31日まで	洲本市矩口 、中川原町 及び安平町 地先	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 (除外区域)	付記のとおり	洲本市	塩屋1～ 3丁目 矩口 矩口1～ 2丁目 中川原町 厚浜 安平町平 安浦
		わかめ漁業	2月1日から 6月30日まで	A、ウ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によっ て囲まれた区域 点の位置 A 洲本市洲本港旧北防波堤東端 B 最大高潮時海岸線における洲本市・淡路市界 C 洲本市矩口漁港2号防波堤に沿い南方へ28メートル の点				
		いぎす漁業	5月1日から 9月30日まで					
		てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		かき漁業	同 上	Aから73度1,700メートルの点 Bから73度1,500メートルの点 Cから護岸に沿い南東へ40メートルの点 ウから53度136メートルの点 エから45度30分400メートルの点 オから73度460メートルの点 カから73度85メートルの点				
		あさり漁業	同 上					
		うちむらさき漁業	同 上		第2種共同漁業			
		ばかがい漁業	同 上					
		あかがい漁業	同 上					
		たいらぎ漁業	同 上					
		みるくい漁業	同 上					
		いせえび漁業	同 上					
		うに漁業	同 上					
		なまこ漁業	同 上					
たこ漁業	同 上							
いそ刺網漁業	同 上							
ます漁業	同 上							
地びき網漁業	同 上	第3種共同漁業						

<p>第2種共同漁業</p>	<p>かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ刺網漁業</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>淡路市佐野 地先</p>	<p>次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市佐野川尻右岸 B 淡路市境谷橋（旧津名郡津名町・同郡東浦町界）中 央 ア Aから129度1, 160メートルの点 イ Bから123度1, 500メートルの点</p>	<p>淡路市</p>	<p>佐野</p>	<p>野</p>
<p>第1種共同漁業</p>	<p>もずく漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業</p>	<p>1月1日から 7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 5月1日から 9月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>淡路市佐野 地先</p>	<p>淡路市佐野川尻右岸 境谷橋（旧津名郡津名町・同郡東浦町界）中 央 Aから129度1, 160メートルの点 Bから123度1, 500メートルの点</p>	<p>淡路市</p>	<p>佐野</p>	<p>野</p>
<p>共 第 1 0 6 号</p>							

<p>共 第 1 0 7 号</p>	<p>第 2 種 共 同 漁 業</p>	<p>さざえ漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ刺網漁業</p>	<p>同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>淡路市釜口 地先</p>	<p>次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市境谷橋（旧津名郡津名町・同郡東浦町界）中 央 B 最大高潮時海岸線における淡路市釜口・下田界 ア Aから123度1,500メートルの点 イ Bから123度1,000メートルの点</p>	<p>付記のとおり</p>	<p>淡 路 市</p>	<p>釜 口</p>
<p>第 1 種 共 同 漁 業</p>	<p>わかめ漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 おごのり漁業 いががい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 たいらぎ漁業</p>	<p>2月1日から 6月30日まで 5月1日から 9月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上</p>	<p>淡路市釜口 地先</p>	<p>次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市境谷橋（旧津名郡津名町・同郡東浦町界）中 央 B 最大高潮時海岸線における淡路市釜口・下田界 ア Aから123度1,500メートルの点 イ Bから123度1,000メートルの点</p>	<p>付記のとおり</p>	<p>淡 路 市</p>	<p>釜 口</p>	

<p>みるくい漁業 うちむらさき漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 いそ刺網漁業</p>	<p>上 上 上 上 上 上 上 上 上 上</p>	<p>同 同 同 同 同 同 同 同 同 同</p>	<p>第2種共同漁業</p>	<p>淡路市</p>	<p>付記のとおり</p>	<p>田 下 谷 留 屋 久 麻</p>
<p>地びき網漁業</p>	<p>上</p>	<p>同</p>	<p>第3種共同漁業</p>	<p>淡路市</p>	<p>付記のとおり</p>	<p>田 下 谷 留 屋 久 麻</p>
<p>もずく漁業 わかめ漁業 あまのり漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 おごのり漁業</p>	<p>1月1日から 7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から 4月30日まで 5月1日から 9月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上</p>	<p>淡路市釜口 ・下田から 淡路市作 左衛門川に 至る間の地 先</p>	<p>第1種共同漁業</p>	<p>淡路市</p>	<p>付記のとおり</p>	<p>田 下 谷 留 屋 久 麻</p>
<p>共第108号</p>						

共 第 1 0 9 号	第 1 種 共 同 漁 業	わかめ漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 おごりの漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 うちむらさき漁業 ばい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 あかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	2月1日から 6月30日まで 5月1日から 9月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	淡路市久留 麻から浦川 に至る間の 地先	次の点のうちア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸 線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識 B 淡路市浦川尻左岸 ア Aから92度の線と最大高潮時海岸線との交点 イ Aから92度1,000メートルの点	付記のとおり	淡 路 市	田 屋 麻 本 磯 谷 留 浦 下 仮 久 楠 大
-------------	---------------	--	---	-------------------------------	--	--------	-------	---------------------------------

共 第 1 1 0 号	第 1 種 共 同 漁 業	わかめ漁業 あまのり漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 おごのり漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 うちむらさき漁業 ばい漁業 あかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまご漁業 たこ漁業 えむし漁業 ます網漁業	2月1日から 6月30日まで 11月1日から 4月30日まで 5月1日から 9月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上	淡路市浦川 から大磯川 に至る間の 地先	次の点のうちB、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、カ、オ、キ、ク、ケ、コ及びサを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識 B 淡路市浦川尻左岸 C 淡路市大磯川尻左岸 D 淡路市大磯埋立地北東角 E 淡路市大磯24番地地先大磯埋立基杭（大磯北埋立地南東角から北東へ40メートルの点） F 淡路市大磯港淡路フェリー大磯灯台跡中心点（北緯34度33.01分、東経135度0.10分） G 淡路市浜埋立地南東角 ア Aから92度の線と最大高潮時海岸線との交点 イ アから92度1,000メートルの点 ウ アから92度1,300メートルの点 エ Cから109度1,300メートルの点 オ Dから87度73メートルの点 カ オから348度の線と最大高潮時海岸線との交点 キ Eから127度38.6メートルの点 ク Fから146度77メートルの点 ケ Fから234度94メートルの点 コ Gから144度52メートルの点 サ コから282度の線と最大高潮時海岸線との交点	付記のとおり	淡 路 市	浦 本 磯 楠 大
	第 2 種 共 同 漁 業							

<p>共 第 1 1 1 号</p>	<p>第 2 種 共 同 漁 業</p>	<p>いそ刺網漁業</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>	<p>淡路市浦川 から大磯川 に至る間の 地先</p>	<p>次の点のうちB、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、カ、オ、キ、ク、ケ、コ及びサを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>点の位置</p> <p>A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識</p> <p>B 淡路市浦川尻左岸</p> <p>C 淡路市大磯川尻左岸</p> <p>D 淡路市大磯埋立地北東角</p> <p>E 淡路市大磯24番地地先大磯埋立基杭（大磯北埋立地南角から北角へ40メートルの点）</p> <p>F 淡路市大磯港淡路フェリー大磯灯台跡中心点（北緯34度33.01分、東経135度0.10分）</p> <p>G 淡路市浜埋立地南東角</p> <p>ア Aから92度と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>イ アから92度1,000メートルの点</p> <p>ウ アから92度1,300メートルの点</p> <p>エ Cから109度1,300メートルの点</p> <p>オ Dから87度73メートルの点</p> <p>カ オから348度の線と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>キ Eから127度38.6メートルの点</p> <p>ク Fから146度77メートルの点</p> <p>ケ Fから234度94メートルの点</p> <p>コ Gから144度52メートルの点</p> <p>サ コから282度の線と最大高潮時海岸線との交点</p>	<p>淡路市</p>	<p>田 屋 麻 本 磯 谷 留 浦 下 仮 久 楠 大</p>
--------------------	----------------------	---------------	----------------------------	---	--	------------	--

第1種共同漁業	わかめ漁業 あまのり漁業 あおのり漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 ふのり漁業 あおさ漁業 てんぐさ漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から4月30日まで 11月1日から9月30日まで 1月1日から5月31日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで 同 上	淡路市大磯川から鶴崎川に至る間の地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市大磯川尻左岸 B 淡路市鶴崎川旧川尻左岸 ア Aから109度1,300メートルの点 イ Bから98度1,200メートルの点	付記のとおり	淡路市	浦本磯屋 楠大岩
共第112号							

第2種共同漁業	いそ刺網漁業	同 上	淡路市岩屋地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 (除外区域1) 点オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域2) 点ス、セ、ソ、タ、チ及びスを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市鞆崎川尻左岸 B 淡路市岩屋絵島東端 C 淡路市岩屋松帆崎北端 D 最大高潮時海岸線における旧津名郡淡路町・同郡北淡町界 E 淡路市岩屋藤八川尻右岸 F 明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心点（北緯34度36.57分、東経135度0.88分） ア Aから98度1,200メートルの点 イ Bから84度1,000メートルの点 ウ Cから34度1,000メートルの点 エ Dから337度1,000メートルの点 オ Eから最大高潮時海岸線に沿い南へ50メートルの点 カ オから69度175メートルの点 キ カから339度158メートルの点	付記のとおり	淡路市	岩	屋
共第113号	わかめ漁業 あまのり漁業 あおのり漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 ふのり漁業 あおさ漁業 てんぐさ漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業	2月1日から6月30日まで 11月1日から4月30日まで 11月1日から9月30日まで 1月1日から5月31日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月1日から4月30日まで 1月1日から12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	淡路市岩屋地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 (除外区域1) 点オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域2) 点ス、セ、ソ、タ、チ及びスを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市鞆崎川尻左岸 B 淡路市岩屋絵島東端 C 淡路市岩屋松帆崎北端 D 最大高潮時海岸線における旧津名郡淡路町・同郡北淡町界 E 淡路市岩屋藤八川尻右岸 F 明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心点（北緯34度36.57分、東経135度0.88分） ア Aから98度1,200メートルの点 イ Bから84度1,000メートルの点 ウ Cから34度1,000メートルの点 エ Dから337度1,000メートルの点 オ Eから最大高潮時海岸線に沿い南へ50メートルの点 カ オから69度175メートルの点 キ カから339度158メートルの点	付記のとおり	淡路市	岩	屋

第1種共同漁業	共第116号	わかめ漁業 あまのり漁業 あおのり漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	2月1日から 6月30日まで 11月1日から 4月30日まで 11月1日から 9月30日まで 1月1日から 5月31日まで 5月1日から 9月30日まで 1月1日から 6月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	旧津名郡淡路町・同郡北淡町界から淡路市野島大川に至る間の地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における旧津名郡淡路町・同郡北淡町界 B 淡路市野島江崎岬取の鼻 C 淡路市野島大川尻左岸 ア Aから337度1,000メートルの点 イ Bから312度1,000メートルの点 ウ Cから310度1,000メートルの点	付記のとおり	淡路市	岩屋 野島江崎 野島大川 野島藁浦 野島平林 野島轟木 船長 小倉島
---------	--------	--	---	--------------------------------	---	--------	-----	---

共 第 1 1 7 号	第 2 種 共 同 漁 業	いそ刺網漁業	1月1日から 12月31日まで	旧津名郡淡路町・同郡北淡町から淡路市野島藁浦大石に至る間の地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における旧津名郡淡路町・同郡北淡町界 B 淡路市野島江崎梶取の鼻 C 淡路市野島藁浦大石波止の東にある大石 ア Aから337度1,000メートルの点 イ Bから312度1,000メートルの点 ウ Cから312度1,000メートルの点	-	淡 路 市	屋 崎 江 川 野 島 大 川 野 島 藁 浦 野 島 平 林 野 島 藁 木 木 島 倉 島 船 長 小 富
共 第 1 1 8 号	第 1 種 共 同 漁 業	わかめ漁業 あまのり漁業 いざす漁業 てんぐさ漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	2月1日から 6月30日まで 11月1日から 4月30日まで 5月1日から 9月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	淡路市野島同大川から淡路市野島藁浦野南界に至る間の地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市野島大川大川尻左岸 B 最大高潮時海岸線における淡路市野島藁浦・舟木界 C 最大高潮時海岸線における淡路市富島・浅野南界 ア Aから310度1,000メートルの点 イ Bから310度1,000メートルの点 ウ Cから310度1,000メートルの点	付記のとおり	淡 路 市	野 島 江 崎 野 島 大 川 野 島 藁 浦 野 島 平 林 野 島 藁 木 木 島 倉 島 舟 長 小 富

共第119号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業 ます網漁業	1月1日から 12月31日まで 同上	淡路市野島 藁浦大石か ら同市富島 ・浅野南界 に至る間の 地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市野島藁浦大石波止の東にある大石 B 最大高潮時海岸線における淡路市野島藁浦・舟木界 C 最大高潮時海岸線における淡路市富島・浅野南界 ア Aから312度1,000メートルの点 イ Bから310度1,000メートルの点 ウ Cから310度1,000メートルの点	—	淡路市	野島江崎 野島大川 野島藁浦 野島平林 野島藁木 舟長小富島
共第120号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	淡路市野島 藁木地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市野島大川大川尻左岸 B 淡路市野島藁浦大石波止の東にある大石 ア Aから271度の線とBから317度の線の交点	—	淡路市	野島江崎 野島大川 野島藁浦 野島平林 野島藁木 舟長小富島
共第121号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	淡路市富島 沖合	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市富島漁港西防波堤上旧灯台跡(北緯34度33.00分、東経134度55.92分) B 淡路市育波漁港西防波堤上旧灯台跡(北緯34度31.87分、東経134度53.71分) ア Aから303度の線とBから354度30分の線との交点	—	淡路市	野島江崎 野島大川 野島藁浦 野島平林 野島藁木 舟小長富島 野ノ内 浅野神田 育室波津

共 第 1 2 2 号 第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業 1月1日から 12月31日まで	淡路市斗ノ 内沖合	次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市富島漁港西防波堤上旧灯台跡(北緯34度33.00 分、東経134度55.92分) B 淡路市育波漁港西防波堤上旧灯台跡(北緯34度31.87 分、東経134度53.71分) ア Aから277度の線とBから358度の線との交点	一	淡 路 市	野島江崎 野島大川 野島藁浦 野島平林 野島轟木 舟小倉 長島 富島 浅野 斗ノ内 浅野 神田 育室 波津
共 第 1 2 3 号 第 1 種 共 同 漁 業	もずく漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 ばかがい漁業 たいらぎ漁業 みらくい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 にし漁業	淡路市浅野 南及び斗ノ 内地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における淡路市富島・浅野南界 B 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界 ア Aから310度1,000メートルの点 イ Bから310度1,300メートルの点	付記のとおり	淡 路 市	南 野 浅 野 斗 野 内 斗ノ内

	第2種共同漁業	いせえび漁業	同	上		淡路市育波	淡路市	付記のとおり	波
		うに漁業	同	上					
	第1種共同漁業	なまこ漁業	同	上	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の位置 A 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界 B 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界 ア Aから310度1,300メートルの点 イ Bから310度1,200メートルの点	淡路市育波地先	淡路市		
		たこ漁業	同	上					
共第124号		えむし漁業	同	上	淡路市育波地先	淡路市	淡路市		
		いそ刺網漁業	同	上					
		わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	上					
		いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	上					
		てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	上					
		もずく漁業	同	上					
		あおのり漁業	同	上					
		あまのり漁業	同	上					
		かき漁業	同	上					
		あさり漁業	同	上					
		さざえ漁業	同	上					
		ばかがい漁業	同	上					
		たいらぎ漁業	同	上					
		みるくい漁業	同	上					
		あかがい漁業	同	上					
		あわび漁業	同	上					
とこぶし漁業	同	上							
いがい漁業	同	上							
うちむらさき漁業	同	上							

第2種共同漁業	にし漁業	同	上	淡路市室津地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における淡路市青波・室津界 B 最大高潮時海岸線における旧津名郡北淡町・同郡一宮町界 ア Aから310度1,200メートルの点 イ Bから310度1,000メートルの点	淡路市 付記のとおり	津室
	はまぐり漁業	同	上				
	うに漁業	同	上				
	なまこ漁業	同	上				
	たこ漁業	同	上				
	えむし漁業	同	上				
	いそ刺網漁業	同	上				
	もずく漁業	1月1日から 7月31日まで	上				
	わかめ漁業	2月1日から 6月30日まで	上				
	いぎす漁業	5月1日から 9月30日まで	上				
	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	上				
	第1種共同漁業	ひじき漁業	同	上			
てんぐさ漁業		同	上				
かき漁業		同	上				
あさり漁業		同	上				
さざえ漁業		同	上				
にし漁業		同	上				
あわび漁業		同	上				
とこぶし漁業		同	上				
ばかがい漁業	同	上					
たいらぎ漁業	同	上					
みるくい漁業	同	上					
いせえび漁業	同	上					
共第125号							

<p>共 第 1 2 6 号</p>	<p>第 2 種 共 同 漁 業</p>	<p>上 同 上 上 上 上 上</p>	<p>たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 いそ刺網漁業</p>	<p>淡路市尾崎 から淡路市 深草に至る 間の地先</p>	<p>次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における旧津名郡北淡町・同郡一 宮町界 B 淡路市江井崎北西端 C 淡路市明神崎北端 D 最大高潮時海岸線における旧津名郡一宮町・同郡五 色町界 ア Aから310度1,000メートルの点 イ Bから329度1,200メートルの点 ウ Cから309度1,000メートルの点 エ Dから309度1,300メートルの点</p>	<p>淡 路 市</p>	<p>尾 郡 多 江 草 草 明 深 崎 家 賀 井 北 香 神 草</p>
--------------------	----------------------	--	---	---	--	--------------	--

えむし漁業	同 上					尾 郡 多 江 草 明 深	尾 郡 多 江 草 明 深
なまご漁業	同 上						
いそ刺網漁業	同 上						
ます網漁業	同 上						
第2種共同漁業							
地びき網漁業	同 上						
第3種共同漁業							
つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	淡路市尾崎 沖合	次の点のうちAを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市尾崎枯木神社鳥居中央 B 淡路市新川尻左岸 ア Aから282度30分の線とBから312度30分の線との交点	—	淡 路 市	尾 郡 多 江 草 明 深	尾 郡 多 江 草 明 深
第3種共同漁業							
共第127号							
つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	淡路市尾崎 沖合	次の点のうちAを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市常隆寺山頂上 B 洲本市先山頂上 ア Aから282度の線とBから341度の線との交点	—	淡 路 市	尾 郡 多 江 草 明 深	尾 郡 多 江 草 明 深
第3種共同漁業							
共第128号							

共第129号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	淡路市尾崎 沖合	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市常陸寺山頂上 B 洲本市先山頂上 ア Aから276度の線とBから335度の線との交点	—	淡路市	尾郡多江草草明深 崎家賀井北香神草
共第130号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	淡路市郡家 沖合	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市尾崎枯木神社鳥居中央 B 淡路市新川尻左岸 ア Aから252度の線とBから264度の線との交点	—	淡路市	尾郡多江草草明深 崎家賀井北香神草
共第131号	第1種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 あまのり漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業	1月1日から 7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から 4月30日まで 11月1日から 6月30日まで 5月1日から 9月30日まで 1月1日から 6月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上	洲本市五色 町地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高 潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における旧津名郡一宮町・同郡五 色町界 B 洲本市五色町佛崎西端 C 最大高潮時海岸線における洲本市五色町・南あわじ 市松朝慶野界 ア Aから309度1,300メートルの点 イ Bから292度1,000メートルの点 ウ Cから291度1,400メートルの点	付記のとおり	洲本市	五色町都 志 五色町都 志万歳 五色町都 志角川 五色町烏 銅浦

第1種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 ばかがい漁業 とりがいの漁業 ばい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 にし漁業 なまこ漁業 たこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 えむし漁業 いそ刺網漁業 ます網漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 同 上	南あわじ市 松帆慶野地 先	次の点のうちA、イ、ウ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における洲本市五色町・南あわじ市松帆慶野界 B 南あわじ市松帆慶野姪子神社前島居中央 ア Bから291度の線と最大高潮時海岸線との交点 イ Aから291度1,400メートルの点 ウ アから291度1,500メートルの点	付記のとおり	洲本市 南あわじ市	五色町鳥飼浦 松帆古津路 松帆慶野 松帆江尻湊 津井
共第132号	第2種共同漁業						

共 第 1 3 3 号 第 1 種 共 同 漁 業	もずく漁業 わかめ漁業 あまのり漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばかがい漁業 あかがい漁業 とりがい漁業 さざえ漁業 にし漁業 ばい漁業 いがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から6月30日まで 11月1日から4月30日まで 11月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	南あわじ市 松帆慶野か ら南あわじ 市津井・阿 那賀界に至 る間の地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、D、オ、カ、キ、ク、サ、コ、ケ、セを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 A 南あわじ市松帆慶野姪子神社前島居中央 B 南あわじ市雁来崎大岩頂上 C 最大高潮時海岸線における南あわじ市津井・阿那賀西路界 D 南あわじ市湊港西防波堤上旧灯台跡(北緯34度19.93分、東経134度43.75分) ア Aから291度の線と最大高潮時海岸線との交点 イ Aから291度1,500メートルの点 ウ Bから319度1,300メートルの点 エ Cから317度1,000メートルの点 オ Dから311度56メートルの点 カ オから298度63メートルの点 キ カから328度50メートルの点 ク キから356度190メートルの点 ケ Dから255度390メートルの点 コ ケから26度253メートルの点 サ コから356度235メートルの点 シ ケから220度98メートルの点 ス シから242度557メートルの点 セ スから152度の線と最大高潮時海岸線との交点	付記のとおり	南あわじ市	松帆古津路 松帆慶野 松帆江尻 湊井
------------------------------	---	---	--	---	--------	-------	-----------------------------

第2種共同漁業	いそ刺網漁業	同 上	南あわじ市 阿那賀地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における南あわじ市津井・阿那賀西路界 B 南あわじ市丸山崎西端 C 南あわじ市門崎北横瀬 D 南あわじ市門崎西端 E 徳島県鳴門市孫崎北端 ア Aから317度1,000メートルの点 イ Bから285度1,000メートルの点 ウ CとEを結んだ線とDから299度16分の線との交点	付記のとおり	南あわじ市	阿那賀志 阿那賀西 知川 阿那賀西 路	
	ます網漁業	同 上						
	雑魚かご網漁業	同 上						
	地びき網漁業	同 上						
	第3種共同漁業	もずく漁業						1月1日から 7月31日まで
		わかめ漁業						2月1日から 7月31日まで
		ひじき漁業						11月1日から 6月30日まで
		いぎす漁業						5月1日から 9月30日まで
		ふのり漁業						1月1日から 6月30日まで
		てんぐさ漁業						1月1日から 12月31日まで
いがい漁業		同 上						
かき漁業		同 上						
あさり漁業		同 上						
あわび漁業		同 上						
第1種共同漁業	とこぶし漁業	同 上						
	さざえ漁業	同 上						
	いせえび漁業	同 上						
	うに漁業	同 上						
共第134号								

	第2種共同漁業	第3種共同漁業	第1種共同漁業	共第135号	なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 いそ刺網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	同 上	南あわじ市 門崎地先	次の点のうちA、ア、イ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎北横瀬 B 南あわじ市門崎西端 C 南あわじ市門崎南横瀬 D 徳島県鳴門市孫崎北端 E 徳島県鳴門市飛鳥頂上 ア AとDを結んだ線とBから299度16分の線との交点 イ CとEを結んだ線とBから195度16分の線との交点	付記のとおり	南あわじ市	阿那賀(木場、小木場、小磯、松ヶ谷、端所、島を除く。) 福良甲 福良乙 福良丙

さざえ漁業 にし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 いそ刺網漁業	同 同 同 同 同 同 同 同	上 上 上 上 上 上 上 上	1月1日から 12月31日まで	南あわじ市	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎北横瀬 B 南あわじ市門崎南横瀬 C 徳島県鳴門市孫崎北端 D 徳島県鳴門市飛鳥頂上 E 徳島県鳴門市裸島頂上 ア AとCを結んだ線とEから44度16分の線との交点 イ BとDを結んだ線とEから98度16分の線との交点	阿那賀（ 木場、小 木場、小 磯、松ヶ 谷、端所、 島を除く ）。 甲 福良 乙 福良 丙 福良	南あわじ 市	-	阿那賀（ 木場、小 木場、小 磯、松ヶ 谷、端所、 島を除く ）。 甲 福良 乙 福良 丙 福良								
				南あわじ市						南あわじ市 門崎地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎北横瀬 B 南あわじ市門崎西端 C 南あわじ市門崎南横瀬 D 徳島県鳴門市孫崎北端 E 徳島県鳴門市飛鳥頂上 F 徳島県鳴門市裸島頂上 ア AとDを結んだ線とBから299度16分の線との交点 イ CとEを結んだ線とBから195度16分の線との交点 ウ CとEを結んだ線とFから98度16分の線との交点 エ AとDを結んだ線とFから44度16分の線との交点	南あわじ市 門崎地先	阿那賀（ 木場、小 木場、小 磯、松ヶ 谷、端所、 島を除く ）。 甲 福良 乙 福良 丙 福良 町 鳴門 町 浦里	南あわじ 市 （徳島県） 鳴門 市	付記のとおり		
				わかめ漁業												第 1 種 共同 漁業	共 第 1 3 7 号
				ひじき漁業													
				いぎす漁業													
				てんぐさ漁業													
				いがい漁業													
				かき漁業													
あわび漁業																	
とこぶし漁業																	
さざえ漁業																	
いせえび漁業																	
たこ漁業																	

共 第 1 3 8 号 第 1 種 共 同 漁 業	も ず ぐ 漁 業 わ か め 漁 業 ひ じ き 漁 業 い ぎ す 漁 業 て ん ぐ さ 漁 業 い が い 漁 業 か き 漁 業 あ さ り 漁 業 あ わ び 漁 業 と こ ぶ し 漁 業 さ ざ え 漁 業 さ る ぼ う 漁 業 に し 漁 業 い せ え び 漁 業 う に 漁 業 な ま こ 漁 業 た こ 漁 業 え む し 漁 業 い て 刺 網 漁 業 雑 魚 か こ 網 漁 業	1 月 1 日 から 7 月 31 日 まで 2 月 1 日 から 7 月 31 日 まで 11 月 1 日 から 6 月 30 日 まで 5 月 1 日 から 9 月 30 日 まで 1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	南 あ わ じ 市 門 崎 か ら 同 市 阿 万 塩 屋 町 に 至 る 間 の 地 先	次 の 点 の う ち A、ア 及 び D を 結 ん だ 線 と 最 大 高 潮 時 海 岸 線 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域。 た だ し、 次 の 区 域 を 除 く。 (除 外 区 域) 点 イ、ウ、エ、オ、カ、キ を 結 ん だ 線 と 最 大 高 潮 時 海 岸 線 に よ っ て 囲 ま れ た 区 域 点 の 位 置 A 南 あ わ じ 市 門 崎 南 横 瀬 B 徳 島 県 鳴 門 市 裸 島 頂 上 C 徳 島 県 鳴 門 市 飛 鳥 頂 上 D 南 あ わ じ 市 阿 万 吹 上 町 船 合 の 鼻 E 南 あ わ じ 市 福 良 湾 煙 島 頂 上 ア A と C を 結 ん だ 線 と B から 98 度 16 分 の 線 と の 交 点 イ E から 143 度 58 分 の 線 と 最 大 高 潮 時 海 岸 線 と の 交 点 ウ E から 162 度 27 分 1, 020 メ ー ト ル の 点 エ E から 162 度 43 分 928 メ ー ト ル の 点 オ E から 166 度 52 分 931 メ ー ト ル の 点 カ E から 166 度 9 分 1, 040 メ ー ト ル の 点 キ E から 167 度 10 分 の 線 と 最 大 高 潮 時 海 岸 線 と の 交 点	付 記 の と お り	南 あ わ じ 市	甲 良 福 乙 良 福 丙 良 福
------------------------------	--	--	---	---	----------------	--------------	---

共第139号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	南あわじ市 福良門崎南 岸地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎燈台中心点 ア Aから191度250メートルの点	—	南あわじ 市	福良 福良 福良	甲 乙 丙
共第140号	第1種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 まてがい漁業 ばい漁業 にし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1月1日から 7月31日まで 2月1日から 7月31日まで 5月1日から 9月30日まで 1月1日から 12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上	南あわじ市 阿万吹上地 先	次の点のうちC、イ、ウ及びEを結んだ線と最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎南横瀬 B 徳島県鳴門市裸島頂上 C 徳島県鳴門市飛鳥頂上 D 南あわじ市阿万吹上町船合の鼻 E 南あわじ市本庄川尻左岸 ア AとCを結んだ線とBから98度16分の線との交点 イ Dとアを結んだ線上のDから2,000メートルの点 ウ Eから220度3,000メートルの点	—	南あわじ 市	福良 福良 福良 阿万塩屋 町(中西) 阿万吹上 町 阿万西町 (丸田)	甲 乙 丙

共第142号	第1種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 てんぐさ漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から7月31日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで	南あわじ市 阿万上町 先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市本庄川尻左岸 B 南あわじ市潮崎西端 ア Aから220度3,000メートルの点 イ Bから264度2,000メートルの点	付記のとおり	南あわじ市	甲 福良 乙 福良 丙 福良 阿万塩屋 町(中西) 阿万吹上 町 阿万西町 (丸田) 沼 島
	第2種共同漁業	ひじき漁業 いがい漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 まてがい漁業 ばい漁業 にし漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いそ刺網漁業	同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上					

第1種共同漁業	もづく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市洲潮崎から洲本市畑田川に至る間の地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の位置	付記のとおり	南あわじ市	頃野生野岩川実谷島 仁地土吉黒来円油 灘灘灘灘灘灘沼
共第143号	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	南あわじ市洲潮崎から洲本市畑田川に至る間の地先	A 南あわじ市潮崎西端			
	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで		B 南あわじ市灘仁頃立岩頂上			
	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで		C 南あわじ市灘漁港西防波堤基部中央			
	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで		D 洲本市上灘畑田川尻左岸			
	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで		ア Aから264度2,000メートルの点			
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで		イ Aから220度1,500メートルの点			
	いがい漁業	同 上		ウ Bから174度1,300メートルの点			
	かき漁業	同 上		エ Cから164度1,500メートルの点			
	あさり漁業	同 上		オ Dから172度1,000メートルの点			
	あわび漁業	同 上					
	とこぶし漁業	同 上					
	さざえ漁業	同 上					
	まてがい漁業	同 上					
	ばい漁業	同 上					
にし漁業	同 上						
いせえび漁業	同 上						
うに漁業	同 上						
なまこ漁業	同 上						
たこ漁業	同 上						
えむし漁業	同 上						

第2種共同漁業	いそ刺網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業	同 上 同 上 同 上	南あわじ市 沼島地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の位置 A 南あわじ市沼島黒崎の鼻 B 南あわじ市沼島殿の飛の鼻 C 南あわじ市沼島上立神岩 D 南あわじ市沼島岸の海鼻 E 南あわじ市沼島中瀬の鼻 ア Aから309度1,500メートルの点 イ Aから39度1,500メートルの点 ウ Bから74度1,500メートルの点 エ Cから114度1,500メートルの点 オ Dから164度1,500メートルの点 カ Eから194度1,500メートルの点 キ Eから274度1,500メートルの点	付記のとおり	南あわじ市	沼島
第1種共同漁業	もずく漁業 わかめ漁業 あまのり漁業 ひじき漁業 いぎす漁業 ふのり漁業 てんぐさ漁業 いがい漁業 かき漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1月1日から7月31日まで 2月1日から7月31日まで 11月1日から4月30日まで 11月1日から6月30日まで 5月1日から9月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上					
共第144号							

第2種共同漁業	いそ刺網漁業 ます網漁業 雑魚かご網漁業	同 上 同 上 同 上	南あわじ市 沼島殿の飛 地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島殿の飛屏風岩東端 ア Aから11度600メートルの点 イ Aから144度30分1,100メートルの点 ウ イから54度30分500メートルの点 エ ウから324度30分1,100メートルの点	-	南あわじ 市	沼 島
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	南あわじ市 沼島続けば え地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島続けばえ大磯最高所 ア Aから90度520メートルの点 イ Aから214度500メートルの点 ウ イから124度500メートルの点 エ ウから34度500メートルの点	-	南あわじ 市	沼 島
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	南あわじ市 沼島岸の海 鼻地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島青磯最高所 ア Aから134度730メートルの点 イ Aから150度500メートルの点 ウ イから60度600メートルの点 エ ウから330度500メートルの点	-	南あわじ 市	沼 島

共第148号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	南あわじ市 中瀬地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島青磯最高所 B 南あわじ市沼島中瀬大磯最高所 ア Aから197度の線とBから161度の線との交点	-	南あわじ 市	沼 島	由良町由良 由良1～ 4丁目 由良町内 田
共第149号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	洲本市由良 地先	次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市淡路由良港成山防波堤灯台中心点 ア Aから92度1,000メートルの点	-	洲本 市	由良町由良 由良1～ 4丁目 由良町内 田	
共第150号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	洲本市由良 地先	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市高崎灯台中心点 ア Aから160度830メートルの点	-	洲本 市	由良町由良 由良1～ 4丁目 由良町内 田	
共第151号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	淡路市野島 地先	次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市富島漁港西防波堤灯台中心点 ア Aから17度1,500メートルの点	-	淡路 市	野島江崎 野島大川 野島藁浦 野島平林 野島轟木 舟小倉島 長富島南 内野ノ内 浅野斗田 育野神波 室津	

共 第 1 5 2 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1 月 1 日 从 12月31日 まで	淡路市富島 地先	次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市富島漁港西防波堤灯台中心点 ア Aから283度1,400メートルの点	—	淡路市	野島江崎 野島大川 野島藪浦 野島平林 野島轟木 舟小倉 長島 富島 浅野 斗ノ内 浅野 育神 室波 津
共 第 1 5 3 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1 月 1 日 从 12月31日 まで	淡路市室津 地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市淡路室津港西防波堤灯台中心点 ア Aから235度800メートルの点	—	淡路市	野島江崎 野島大川 野島藪浦 野島平林 野島轟木 舟小倉 長島 富島 浅野 斗ノ内 浅野 育神 室波 津

共第154号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	淡路市室津 地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市淡路室津港西防波堤灯台中心点 ア Aから242度1,650メートルの点	—	淡路市	野島江崎 野島大川 野島藁浦 野島平林 野島轟木 野島轟木 舟小倉 島長倉 島富倉 島南野 島内ノ 島田野 島波野 島津室
共第155号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	淡路市江井 地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市淡路山田港西防波堤灯台中心点 ア Aから3度1,600メートルの点	—	淡路市	尾崎 郡家 多賀 江井 草北 草香 神明 深草
共第156号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	南あわじ市 灘大川地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市灘港西防波堤灯台中心点 ア Aから242度950メートルの点	—	南あわじ 市	頃野 灘地 灘土 灘吉 灘来 灘川 灘実 灘油 沼谷 島

共第157号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	南あわじ市 瀬黒岩地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市瀬港西防波堤台中心点 ア Aから66度4,400メートルの点	—	南あわじ市	沼	瀬野川実谷島 瀬吉来円油 瀬沼	頃野生野川実谷島
共第158号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	南あわじ市 沼島黒崎地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島黒崎の鼻 ア Aから14度780メートルの点	—	南あわじ市	沼	沼	島
共第159号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	南あわじ市 沼島下立神地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島青磯最高所 ア Aから160.5度700メートルの点 イ Aから133.5度300メートルの点 ウ Aから240度350メートルの点 エ Uから320.5度300メートルの点	—	南あわじ市	沼	沼	島
共第160号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	南あわじ市 沼島中瀬地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島中瀬大磯最高所 ア Aから222度550メートルの点 イ Aから329度750メートルの点 ウ Aから242.5度200メートルの点 エ Uから159度700メートルの点	—	南あわじ市	沼	沼	島

共第161号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	南あわじ市 沼島地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島港西防波堤灯台中心点 ア Aから334.5度900メートルの点 イ Aから62度400メートルの点 ウ イから12度600メートルの点 エ ウから325度450メートルの点 オ エから234.5度750メートルの点	—	南あわじ市	沼島	材木町 樽屋町 日富美町 大観町 大港町 岬上町 船林1～3丁目 林崎町1～3丁目 江松町 江藤町 大久保町 谷八木町 大久保町八木 大久保町 江井島町 大久保町西島 魚住町中尾 魚住町西岡
共第301号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	明石市大久保町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によ って囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから161度300メートルの点 イ Aから209度425メートルの点 ウ イから113度800メートルの点 エ ウから28度420メートルの点	—	明石市	沼島	材木町 樽屋町 日富美町 大観町 大港町 岬上町 船林1～3丁目 林崎町1～3丁目 江松町 江藤町 大久保町 谷八木町 大久保町八木 大久保町 江井島町 大久保町西島 魚住町中尾 魚住町西岡

共第302号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	明石市大久 保町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから260度17分1,152メートルの点 イ Aから180度362メートルの点 ウ イから270度305メートルの点 エ Uから360度362メートルの点	-	明石市		材木町 樽屋町 日富美町 大観町 港岬町 船上町 林1～3 丁目 林崎町1 ～3丁目 松江 江藤 江大久保町 谷八木 大久保町 八木 大久保町 江井島 大久保町 西島 魚住町中 尾 魚住町西 岡
共第303号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	明石市二見 町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから287度3分4,383メートルの点 イ Aから202度26分400メートルの点 ウ イから286度50分638メートルの点 エ Uから22度26分400メートルの点	-	明石市		二見町

<p>共 第 3 0 4 号</p>	<p>第 3 種 共 同 漁 業</p>	<p>つきいそ漁業</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>	<p>明石市二見 町地先</p>	<p>次の点のうちアを中心として半径50メートルの円周によ って囲まれた区域 点の位置 A 加古郡播磨町東播磨港別府東防波堤灯台中心点 ア Aから124度30分4,260メートルの点</p>	<p>—</p>	<p>明石市 加古川市 高砂市</p>	<p>播磨町</p>	<p>二見町 高砂町南 浜町 高砂町東 宮町 高砂町戎 町 高砂町西 宮町 高砂町材 木町 高砂町船 頭町 高砂町清 水町 高砂町藍 屋町 荒井町小 松原1～ 5丁目 荒井町若 宮町 荒井町東 本町 荒井町扇 町 荒井町南 栄町 荒井町中 町</p>
--------------------	----------------------	---------------	----------------------------	----------------------	---	----------	-----------------------------	------------	---

荒井町千 島1～3 丁目 荒井町蓮 池1～3 丁目 荒井町日 之出町 荒井町新 浜1～3 丁目 荒井町御 旅1～3 丁目	沼 島	南あわじ 市	-	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島灯台中心点 ア Aから161度1,050メートルの点 イ Aから141度250メートルの点 ウ イから224度450メートルの点 エ Uから305度250メートルの点	南あわじ市 沼島上立神 岩地先	1月1日から 12月31日まで	つきいそ漁業	第3種共同漁業	共 第305号
---	--------	-----------	---	---	-----------------------	--------------------	--------	---------	------------

共 第 3 0 6 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	明石市大久 保町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって 囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから250度300メートルの地点 イ アから204度420メートルの地点 ウ イから113度160メートルの地点 エ ウから29度425メートルの地点	-	明 石 市	材 町 樽 町 日 富 美 町 大 港 町 岬 町 船 上 町 林 1 ~ 3 丁 目 林 崎 町 1 ~ 3 丁 目 江 松 江 藤 大 久 保 町 谷 八 木 大 久 保 町 八 木 大 久 保 町 江 井 島 大 久 保 町 西 島 魚 住 町 中 尾 魚 住 町 西 岡
-------------	---------------	--------	--------------------	---------------	---	---	-------	--

共 第 3 0 7 号	第 3 種 共 同 漁 業	つきいそ 漁業	1 月 1 日 から 12月31日まで	加古郡播磨 町地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 加古郡播磨町東播磨港別府東防波堤灯台中心点 ア Aから196度1,700メートルの点	—	明 石 市 加 古 郡 加 古 川 市 高 砂 市	播 磨 町	二 見 町 高砂町南 浜町 高砂町東 宮町 高砂町戎 町 高砂町西 宮町 高砂町材 木町 高砂町船 頭町 高砂町清 水町 高砂町藍 屋町 荒井町小 松原1～ 5丁目 荒井町若 宮町 荒井町東 本町 荒井町扇 町 荒井町南 栄町 荒井町中 町
-------------	---------------	---------	------------------------	--------------	--	---	------------------------------------	-------	---

荒井町千鳥1～3丁目	荒井町蓮池1～3丁目	荒井町日出	荒井町新浜1～3丁目	荒井町御旅1～3丁目	須井町保	井保町保	伊保町保	伊保町南	伊保町東	伊保町市	島丘丘山	筋野町	時野町	春日里	美保町	曾根町	大塩町
					高砂市												姫路市
					-												
					次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市姫路八木港西防波堤灯台中心点 ア A点から122度2,990メートルの点												
					姫路市大塩町地先												
					1月1日から12月31日まで												
					つきいそ漁業												
					第3種共同漁業												
					共第308号												

的形町福 場家山町妻 阿 宮大 細 須 東 玉 中 今 加 西 ~
的形町 泊木八東白 飾磨区 鹿 飾磨区 成 飾磨区 区 区 区 江 飾磨区 加 飾磨区 塊 飾磨区 地 飾磨区 島 飾磨区 在家 飾磨区 茂 飾磨区 浜町1
3丁目

共第309号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	姫路市の形 町地先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市姫路八木港西防波堤灯台中心点 ア A点から136度1,900メートルの点	—	姫路市	大塩町 的形町 的形泊 木八場 東白家 飾磨区 鹿飾磨区 成飾磨区 宮飾磨区 大飾磨区 細飾磨区 須江飾磨区 加飾磨区 東飾磨区 玉飾磨区 中飾磨区 今飾磨区 在家飾磨区 加飾磨区 西飾磨区 浜町1 丁目3
--------	---------	--------	--------------------	--------------	---	---	-----	--

町の形	的形	泊木	八東	白飾	鹿飾	成飾	宮飾	大飾	細飾	須飾	東飾	玉飾	中飾	今飾	加飾	西飾	～ 3丁目
姫路市																	
—																	
次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市網干西灯台中心点 ア A点から211度730メートルの点																	
姫路市網干 区地先																	
1月1日から 12月31日まで																	
つきいそ漁業																	
第3種共同漁業																	
共第310号																	

北 ～	北 野町1	東 ～	東 新町1	末 ～	末 広町1	吉 ～	吉 3丁目	平 美	平 大津区	松	大津区	勘 大津区	1	目 ～	真 大津区	砂 町	恵 大津区	天 美酒町	天 大津区	神 町	新 網干区	新 在家	興 網干区	興 網干区	浜 網干区	浜 田	

共 第 3 1 1 号	第 3 種 共 同 漁 業	つ き い そ 漁 業	1月1日から 12月31日まで	南あわじ市 沖蒔藻島地 先	次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周に よって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市釣島鼻灯台中心点 ア A点から275度1,500メートルの点	—	南あわじ 市	甲 良 福 乙 良 福 丙 良 福
2	免許の申請期間	平成25年3月13日から同年6月30日まで						
3	免許予定日	平成25年9月1日						
4	漁業権の存続期間	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで						

付 記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。



兵庫県告示第397号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、兵庫県瀬戸内海海区における区画漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三